

「原子力人材育成研修事業」委託業務企画提案公募要領

1 公募の目的

本県における原子力関連業務に従事する企業の裾野を広げるため、原子力関連業務への参入や技術力向上を希望する県内企業の社員を対象にした原子力人材育成研修事業を実施するに当たり、事業実施者の業務遂行能力や研修内容、研修規模（経費）を総合的に審査し、最も適格な事業実施者を選定する。

2 企画提案書の提出を求める事項

- (1) 企画提案書の提出を求める事業の名称

原子力人材育成研修事業

- (2) 業務期間

契約締結日（令和7年5月上旬目途）から令和8年3月31日（火）まで

- (3) 業務内容（詳細は仕様書を参照のこと）

県内の企業を対象とした原子力発電施設における保守点検業務および廃止措置業務等に必要となる知識の習得または技術の向上に関する研修の実施およびこれに付随する関連業務（研修生の募集、講師やテキストの選定、会場設営等）の実施

3 企画提案書を提出する者に必要な資格

企画提案書を提出することのできる者は、(1)～(6)までに掲げる条件をすべて満たす者とする。

- (1) 福井県内に事業所を置く公益法人、独立行政法人、商工団体、民間企業であること。
(2) 福井県財務規則第146条に基づき知事が定める一般競争入札参加の資格を有する者（公募公告の日から受審資格認定の申請を行った日までに、一般競争入札参加資格の申請を行い、契約の締結の日までに資格の認定を受けた者を含む）であること。
(3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者でないこと。
(4) 現に福井県の指名停止措置または指名除外の期間中でないこと。
(5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、および民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
(6) 次のアからオまでのいずれかにも該当しない者であること。

ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員またはその支店もしくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）である者

ウ 役員等が自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員の利用等をしている者

エ 役員等が、暴力団もしくは暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供用するなど直接的もしくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、または関与している者

オ 役員等が暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

4 受審資格認定の申請手続き等

企画提案書を提出しようとする者は、次のとおり知事に申請し、受審資格の認定を受けなければならない。

(1) 提出書類

受審資格認定申請書等（様式1～2） 1部

※ホームページ（<http://www.pref.fukui.lg.jp/doc/dengen/index.html>）に掲載しているデータをダウンロードすること。

(2) 提出方法

持参または郵送（配達証明）、宅急便（手渡ししたことが証明されるものに限る）によること。

(3) 提出期限

令和7年3月24日から令和7年4月3日まで（日曜日、土曜日および国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日（以下「休日」という）を除く。）の9時から17時まで（郵送による場合は、令和7年4月3日17時まで必着のこと。）

※提出後における申請後の追加および変更は認めない。

(4) 提出先

〒914-0811 敦賀市中央町1丁目7-42

福井県エネルギー環境部エネルギー課

嶺南Eコースト計画室（担当：松田）

TEL 0770-47-5875

FAX 0770-47-5876

E-mail energy@pref.fukui.lg.jp

(5) 受審資格認定結果の通知

受審資格の認定の結果は、書面により令和7年4月3日を目途に通知する。

5 業務の内容または受審資格認定結果に関する質問

質問は、質問票（様式3）により、令和7年4月3日17時までに、郵送または電子メールにより、提出すること（提出先は、4（4）に同じ）。

質問に対する回答は、電子メールにより行う。

6 企画提案書等の提出

(1) 提出書類および提出部数

①企画提案書（様式4）：正本1部、および電子データ

※ホームページ（<http://www.pref.fukui.lg.jp/doc/dengen/index.html>）に掲載しているデータをダウンロードすること。

②業務積算書（様式不問）：正本1部、および電子データ

※一般管理費については、（別紙1）「一般管理費の考え方について」に基づき算出すること。

③同様の事業を実施した実績に関する資料（別紙2）：1部

④パンフレット等の提案者の概要が分かる資料：1部

(2) 提出方法

持参または郵送（配達証明）、宅急便（手渡したことが証明されるものに限る）によること。

(3) 提出期限

令和7年4月4日から令和7年4月17日まで（休日を除く）の9時から17時まで（郵送による場合は、令和7年4月17日17時までに必着のこと。）

※提出後における企画提案書の追加および変更は認めない。

(4) 提出先

4（4）に同じ。

7 選定委員会および提案者の選定等

(1) 提案者の選定の審査

企画提案書を提出した者（以下「提案者」という）について、選定委員会で審査し、予算上限額（77,917,000円）の範囲内で最も優秀な企画提案者を契約先候補者に決定する。

(2) 提案者の選定方法

提案者によるプレゼンテーションを実施し、選定委員会において選定する。

実施日：令和7年4月中旬（4月18日頃を想定しており正式な日時は別途連絡する）

時間、場所：別途連絡する。

資料：既提出の企画提案書を用いることとし、パソコン、プロジェクター等は使用しないものとする。

(3) 審査基準

審査は以下の基準により評価する。

基本的事項
・過去に同様な研修事業を実施した経験はあるか。
研修内容等
・研修分野や能力段階に配慮し、体系化されているか。
・企業の技術力向上が図られ、原子力発電所の安全運転に結びつく内容となっているか。
・原子力関連業務への参入機会の増加に結びつく内容または原子力関連の大学への進学や企業等への就職の関心を高められる内容となっているか。
研修時期、場所、講師
・全体スケジュールに無理がなく、契約後直ちに開始し、年度内に終了できる計画となっているか。
・定期検査の時期等を考慮し、県内全域の現場の作業員が受講しやすいように時期、時間、会場などが配慮されているか。
また、授業・講義に合わせた時間、休み等の活用など学生が受講しやすいように時期、時間、会場が、配慮されているか。
・講師の能力および会場の設備は、研修の内容に応じ、適切に選定されており高い研修効果が期待できるものとなっているか。
業務実施体制
・事業を実施するために必要な人員配置ができていないか。
・再委託先や再委託する業務の内容は妥当なものか。
事業費
・積算の内訳に過大なものがなく、総額が妥当な規模となっているか。

(4) 審査結果の通知

審査結果は、書面により提案者に令和7年4月22日（予定）に通知する。

8 契約

県は、契約先候補者と業務履行に必要な具体的な協議を行い、協議が整った場合に契約を締結する。

この協議の際、提出された企画提案書の内容・経費を一部変更する場合がある。

9 その他

- (1) 提出書類は返却しない。
- (2) 提案のための費用は、提案者の負担とする。
- (3) 提出書類に虚偽の記載がある場合は、失格とする。
- (4) 選定結果として、企画提案者の名称、審査結果概要等の情報公開を行う場合がある。また、県民等からの情報公開の請求に応じて企画提案書等の情報公開を行う場合がある。
- (5) この企画提案公募は、文部科学省の「原子力発電施設等研修事業費補助金」の令和7年度予算の成立を前提に行うものであり、予算の成立状況によっては事業を実施しない場合や内容を変更する場合がある。

一般管理費の考え方について

1 一般管理費

一般管理費とは、直接経費ではない間接的な経費を指し、当該経費は、直接経費に対して一般管理比率を乗じて得られた額とする。

2 一般管理費率

一般管理費の算出にあたっては、次のいずれか低い率を上限として適用する。

- ①契約時の直近3ヶ年の損益計算書等により算出された一般管理費率の平均値
- ②契約時の受託規定等で規定された一般管理費率

3 一般管理費率の算出例

2①の損益計算書等による一般管理費率の算出例は、以下のとおり

例) 民間企業の場合

損益計算書等の一般管理費の売上原価に対する比率として算出

$$\frac{\text{一般管理費}}{\text{売上原価}} \times 100 = \text{一般管理費率}$$

※小数点以下第2位を切り捨て

損益計算書および損益計算書に関する注記等で一般管理費が確認できない場合は、会計責任者の証明をもって、その企業の一般管理費とする。

例) 一般社団法人および一般財団法人の場合

収支計算書の管理費の総事業費に対する比率とし算出

$$\frac{\text{管理費}}{\text{総事業費}} \times 100 = \text{一般管理費率}$$

※小数点以下第2位を切り捨て

4 一般管理費率の確認

契約先候補者に選定された提案者は、県と業務履行に必要な具体的な協議を行う際に以下の資料を提出し、確認等を受けることとなる。

- ①直近3ヶ年の損益計算書等および一般管理費平均値の算出根拠（様式不問）
- ②受託規定等